

金沢市福祉健康センター（駅西・泉野・元町）における手話通訳について

2025年4月1日より、福祉健康センターの窓口において午前中に待機していた手話通訳者がいません。これまで運用を続けていた、タブレット端末に表示された手話通訳者を介して窓口における手続きなどを行います。

窓口にて、手話通訳が必要である旨をはっきり示せば、窓口の職員が遠隔手話通訳の対応をします。明示しなければ窓口の職員がどのように対応していいのかわかず、遠隔手話通訳の用意をしてもらえない場合があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

<p>1</p>	<p>手続きする窓口に行ったら、手話通訳をお願いしたい旨をはっきり示してください。</p> <p>（例：窓口に置いてある遠隔手話通訳の看板を指さす）</p> <p>※窓口の職員は手話での対応か、筆談での対応か判断できません。ろう者側から手話通訳の必要性を示す必要があります。</p>	<p>利用者 (ろう者)</p> <p>窓口職員 (聞こえる人)</p>
<p>2</p>	<p>手話でのコミュニケーションを求めていることが伝われば、窓口の職員がタブレット端末を出してきます。</p> <p>ビデオチャットアプリ（テレビ電話）を起動し、手話通訳者がいる市役所や金沢市ろう協につなぎます。</p>	<p>利用者 (ろう者)</p> <p>窓口職員 (聞こえる人)</p> <p>タブレット 端末</p>
<p>3</p>	<p>映像がつながったらタブレット端末を見やすい位置に置いてください。その上で、自身が映るよう調整をお願いします。</p> <p>（手話表現がカメラに映っていないと言いたいことを通訳することができません）</p> <p>画面が見えにくい場合はメガネ等の用意をお願いします。</p>	<p>利用者 (ろう者)</p> <p>窓口職員 (聞こえる人)</p> <p>タブレット 端末</p> <p>金沢市役所または 金沢市聴力障害者福祉協会 事務所</p> <p>手話通訳者</p>

運用日 月曜～金曜（土・日・祝・年末年始は閉庁）

運用時間 9:00～17:15

タブレット端末の運用や使い方については、金沢市障害福祉課または金沢市聴力障害者福祉協会にお問合せ下さい。